

神奈川施保連ニュース VOL. 48

発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本邦雄
編集 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会広報部
発行所 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄方
神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局 TEL&FAX 045-751-1010



神奈川施保連主催学習会

「これから地域で暮らすために必要 な地域の中で安心安全に暮らすために必要」

支援サービスの実状と課題

講師 社会福祉法人 同愛会 てらん広場
施設長 林 茂雄氏

11月3日(日) 横浜市技能文化会館で学習会並びにグループ討議が開催された。

通過施設としての「てらん広場」での具体的な実践を踏まえた講師のお話は、入所施設が多い神奈川施保連にとって、「どのように「在宅」＝「施設」＝「GH」への移行の実践を行っているか」という、これまで無い新しい考え方の提案であった。グループ討議では今までになく、前向きな討議も多く、収穫の多い学習会となった。

◆通過型の施設

「てらん広場」施設入所支援70名、生活介護が100名の施設で様々な日中活動を展開している。

また、GHが66ヶ所あり、326名が利用している。

平成4年に通過型施設と



GHへ移行でき、自己実現を図る生活を保障出来るようにしている。

◆通過の困難さ

施設は本人が希望して入所して行くものではなく、GHに移行した利用者は誰も施設に戻りたいとは思っていない。

施設は、はっきりと目標を持って期限を決めて利用することが大切。

施設の評価の視点は二つあり、日中活動の様子と食事の仕方の場面である。

人間らしい処遇を受けているかどうかであり、利用者の満足度だけで施設を評価してはならない。

障害者福祉は教育的・目的でなければならぬ。入所施設は特殊教育の場であるはずであり、単なるサービスの提供の場ではない。

◆三つの願い

障害者は①「働きたい」、②「人を愛すること」、③「考えること」が困難で、これらが出来ないようにすることを願っているが、①労働、②言語表現、③性、④享樂の4つから障害者は阻害されると思っている。

◆終わりに

「障害」はあらゆる科学の出発点であり、人間研究の最前線であったはずだが、支援する職員が誇りを失っている。

障害者支援は、利用者の自我をどう高めていくか、そして、人間としての生き方を問うことが障害福祉には必要だと思っている。

◆質疑応答

Q・・・(やまはと) 障害程度が5、6であれば支援が大変だと思つた。

A・・・出来ないことがあってもそれを支援できれば誰でも移行できると言う考え方である。

Q・・・(恵和)

夜間の支援体制の確保とその財政的な裏付け、職員の資質の向上はどのようにしているか？

A・・・当直はおいてる。財政的な面ではGHのみでは困難、日中支援活動支援職員と夜間支援職員を組み

合わせる事により夜間支援体制を確保している。職員に対する悩みは沢山ある。それが課題だ。

Q(中井やまゆり園)

日中活動の時間、昼食はどうしているか？

A・・・9時30分～16時頃まで、昼食は本体から弁当を運んでいる。以上

てらん広場

「てらん」とはラテン語で「地球」ということで、宮沢賢治の「トラの広場」という童話の中の理想郷を作るお話しに由来する。

- ◆ガイドヘルパーを初めて実践した施設
- ◆日本で初めて個室を確保した施設
- ◆病院型の部屋の配置でなく生活型の部屋の配置をした

グループ討議 『地域の中で安心・安全に暮らすために』 必要な支援・サービスの現状と課題

1 G

- ①理由があれば戻れるのか
- ②車イスでも利用可能か
- ③支援員の配置が手薄、アルバイト職員が大半
- ④自傷行為、行動障害への対応が不安
- ⑤コミュニケーションが不得意で、トランブルにならないか心配
- ⑥利用者・職員との相性があわないと悲劇
- ⑦突発事故の対応が不安
- ⑧地震や災害時の支援体制は？

2 G

- ①GH・CHでの支援体制・サービス内容・医療、職員体制が不安
- ②高齢化・病弱化対応は？
- ③施設への再入所が心配
- ④日中活動が出来ない人への対応は？



心配するよりGHへのチャレンジ「体験してみたら」

4 G

地域移行に必要な支援

- 支援員の量と質
- 医療ケア体制
- 再入所のへの対応は？
- バリアフリー化
- 職員報酬の改善
- 家賃補助
- 所得保障

現場の課題

- 地域理解
- 3ヶ月入院の対応
- 働く場所と職種を広げる

高齢化

- 職員、医療、経費、

3 G

- ①職員体制（夜間の支援体制？）
- ②経済的負担は？
- ③緊急時の体制、医療が必要な場合の負担等？

- ◆理想的には施設の近くである事、就労の場も
- ◆施設が運営するGH、CHであること
- ◆地域と共生できる（住民と利用者相互が）
- ◆看取りが出来ること

5 G

- ①費用面
 - 年金で賄えるのか、不足分の補償は？
- ②ホームの支援体制
 - 夜間、怪我、病気、放浪癖、金銭の管理が心配
- ③本人の活動能力が向上するのか？
- ④地域と利用者の相互理解を深められるか？
- ⑤行政に対して
 - 家賃支援の充実
 - 福祉支援員の待遇改善支援
- ⑥家族・保護者の研修
 - ボランティア制度の活用

6 G

- ①入所施設と同等に支援が得られるか
- ②24時間、365日の支援体制か？
- ③年金の範囲で生活できるか？
- ④設置基準に合致しているか
(スプリンクラーなどは)
- ⑤地域社会の受入体制は？
- ⑥親無き後の後見は
- ⑦医療費の補助
3割負担の件
- ⑧地域での生活に行政はどう関わるか



障害のある人たちが病気になったとき、ケガをしたときに備えて

神奈川施保連では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内
TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426